

環 境 委 員 会 資 料

平成 27 年 12 月 9 日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市環境教育・学習基本方針の改正について

資料 1 川崎市環境教育・学習基本方針の改正について

資料 2 川崎市環境教育・学習基本方針（案）

資料 3 パブリックコメント手続用資料

資料 4 今後の予定について

環 境 局

川崎市環境教育・学習基本方針の改正について

資料 1

1 基本方針の目的

- ・人と環境との相互作用などを学び、環境への負荷の少ない行動様式を身に付け、主体的に行動できる人材を育成

2 これまでの取組状況

●平成 7 年 11 月：環境教育等を推進するためのガイドラインとして川崎市環境教育・学習基本方針を策定

●平成 18 年 3 月：基本方針を改訂

これに基づき、関係部局において各種環境教育等事業を着実に推進

主な事業内容

【普及啓発事業の充実】・自然観察教室の実施、・環境出前講座の実施など

【学習教材の作成・配布】・小・中学生向け環境副読本作成、・幼児向け環境教育事例集作成など

【環境教育・学習の機会の充実】・体験の機会の場の認定制度など

【人材育成】・地域環境リーダー育成講座開催、・エコ・フェスタかわさき開催など

●市による年間実施事業数：120 事業 延べ参加数：約 368,000 人（平成 26 年度）

3 推進に向けた主な課題

（1） 様々な主体との協働・連携の強化

- 様々な主体による環境教育・学習の取組を一過性に終わらせることなく、持続可能な社会づくりを進めていくために、地域で協働・連携しながら取組を進めていくこと

（2） 複雑化している環境問題への対処

- 低炭素社会、生物多様性保全、循環型社会の形成などの社会・経済などと深く結びついている複雑化した環境問題への対処として、様々な場における効果的な環境教育・学習の実施を通じて一人ひとりが自ら環境への配慮活動に取り組む人材の育成を図ること

（3） 育成した人材の効果的な活用

- 地域のコーディネート役となる人材の育成と、活用の機会の充実を図ること

4 国の環境教育・学習に向けての動き

環境教育等促進法の改正（平成 23 年）、改正法に基づく基本的な方針の改正（平成 24 年）

«改正の主なポイント»：協働取組の在り方について新たに規定 等

5 改正の方向性

■市内の環境教育・学習の推進に向けた課題や、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、取組を持続的に発展させる基本方針へと改正します。

6 新たな基本方針

国の作成した基本的な方針の内容や、市の新たな総合計画との整合を図りながら、環境教育・学習の各種の取組の方向性として、「つながる」、「伝える」、「活かす」という 3 つの分かりやすい基本的な体系に整理することで、分野横断的な取組を総合的に推進し、環境配慮の意識の向上と、協働・連携して環境保全に取り組む社会づくりを目指します。

基本的な方向性 I

協働取組の推進【つながる】

市民、事業者、行政が相互に協働・連携して、環境教育・学習に地域全体で取り組む

取組内容

- (1) 川崎の地域資源を活用したつながり
- (2) 環境教育・学習に関する協働への支援

基本的な方向性 II

環境教育・学習を地域で実践【伝える】

家庭や職場、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育て、地域における行動を促す

取組内容

- (1) 関心を引きつけて参加を促す取組
- (2) 成長過程に応じた取組
- (3) 自発的な意思を尊重した取組
- (4) 効果的な情報発信

基本的な方向性 III

人材育成とその活用【活かす】

環境教育の持続的な発展に向けて、地域環境リーダー等の人材育成や環境教育・学習の活動の場の充実により、地域の活動をさらに促進

取組内容

- (1) コーディネーター・ファシリテーターの育成とその活用
- (2) 環境教育・学習に係る拠点・施設の充実

施策の進行管理：年度ごとの事業報告をとりまとめ、進捗状況を確認しながら課題等を把握し、取組の着実な推進を図ります。

